

# KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 26 | April 2016



ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所 (KCY) は、1995 年以來、ミャンマーにおいて積極的な事業活動を展開しており、現在はヤンゴン及びマンダレーにオフィスを構えております。ミャンマーの商取引分野における法律及び規制は急速に変化しています。KCY は、広範な経験と知識を活かし、ミャンマービジネス法務のアドバイスを求める方にとって、最適な選択肢であり続けます。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |

Corner of Mahabandoola Road and  
Thein Phyu Road |

Botataung Township | Yangon,  
Myanmar

Unit S-1

No. 1 Sedona Hotel |

Junction of 26<sup>th</sup> Street & 66<sup>th</sup> Street |

Chan Aye Tharzan Township |

Mandalay, Myanmar

[cs@kcyangon.com](mailto:cs@kcyangon.com)

[www.kcyangon.com](http://www.kcyangon.com)

Tel /Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

## ミャンマー中央銀行は、携帯金融サービス規則 (MOBILE FINANCIAL SERVICES REGULATIONS) (「本規則」) を公布した

2016 年 3 月 30 日に公布された規則は、ノンバンクが携帯金融サービスを提供することを認める、いわゆる“プロバイダー主導”モデルを認めるものである。

### 概要

本規則の下、携帯金融サービス (「MFS」) を提供可能な事業者は、携帯ネットワーク事業者、及びミャンマー中央銀行に登録されたノンバンク金融機関である。本規則は、MFS 提供者として許可されるための登録申請要件、認められる MFS 取引、MFS 口座開設要件及び顧客身元確認要件、並びに顧客の保護などを規定している。

### 登録証明の申請要件

MFS の提供を企図する法人は、ミャンマー中央銀行から発行される MFS 登録免許への申請に際し、ミャンマー会社法の下、新たに非公開有限責任会社を設立する必要がある。この要件は、(電気通信法によるライセンスを受けた) 携帯ネットワーク事業者、及びノンバンク金融機関の双方に適用される。一方、銀行は適用除外とされており、ミャンマー中央銀行から商品ごとの許可を得ればよい (ただし、「銀行主導」モデルを定める現行規制の下で、別途、携帯バンキングサービスを提供するための許可を得ている必要がある)。

MFS 提供者となるためには、30 億チャットの最低資本金要件を満たす必要がある、予定される資本金の 0.1% を登録費用として支払わなければならない。申請は、規定の書面及び情報とともに提出される必要がある、ミャンマー中央銀行は申請から 90 日以内に申請に対する決定を下す。

### 認められる MFS 取引

本規則の下、以下の取引が、ライセンスを受けた MFS 提供者に認められる取引である。

- MFS 口座の開設及び維持
- MFS 口座への預入れ及び口座からの引出し
- MFS 口座間での送金
- 個人間での国内決済
- 政府と個人間での国内決済
- 事業者と個人間での国内決済
- 事業者間での国内決済
- ミャンマー中央銀行が許可するその他の取引

全ての取引と対応する口座はチャット建ての必要があり、国際的取引はまだ認められていない。提供者間での相互運用については、本規則に従う必要がある。

## 取引の上限

取引の上限は、個人及び事業者について、次のように定められている。

| 顧客              | 累積取引量<br>(チャット) |        | 上限残高<br>(チャット) |
|-----------------|-----------------|--------|----------------|
|                 | 一日あたり           | 一月あたり  |                |
| 個人<br>(Level 1) | 5 万             | 100 万  | 20 万           |
| 個人<br>(Level 2) | 20 万            | 50 万   | 100 万          |
| 登録済<br>事業者      | 100 万           | 5000 万 | 1000 万         |

## 信託口座要件

ライセンスを受けた MFS 提供者は、流動資産として、ミャンマー金融機関の信託口座に、未決済残高の 100% を預託しておく必要がある。MFS 提供者は、そうした口座からの収益・利息を利用できるが、顧客の利益のために利用されなければならない。

## MFS 口座の開設要件

顧客口座の開設時には、顧客確認手続が必要である。この手続は、個人レベルと事業者レベルに分けられており、個人については、国民登録証明書、運転免許証、又はパスポートが求められ、事業者については、事業登録証明書及び銀行口座開設に必要な身元確認が求められる。

口座開設の過程において、MFS 提供者は、口座開設者との間で、(電磁的手段を含む) 契約の締結が必要となる。

当該契約には、口座保有者、並びに口座の償還権及び所有権の取扱いを明示し、苦情処理と是正に関する情報を含む必要がある。

## 代理人の選任

MFS 提供者が代理人を選任するためには、代理人の身元に関する詳細、並びに代理人の身元確認ポリシー及びその手続きを含む必要情報を提供して、ミャンマー中央銀行から代理人選任の許可を得る必要がある。独占的代理人は認められず、MFS 提供者は、代理人によって請求される費用を、予め定めなければならない。

代理人、許可サービス、及び費用のリストは、MFS 提供者により公開されなければならない。代理人は顧客の利益のため MFS に関わる費用と経費を開示しなければならない。

## その他の定め

本規則は、その他、以下の事項に関する定めを含んでいる。

- 最低限のシステムと内部的コントロール
- 携帯支払い及び決済のシステム
- 報告書及び記録の保管
- 顧客への開示と苦情処理手続

本規則は、次のウェブサイトにてダウンロードすることが可能である (英語及びミャンマー語)。

<http://www.cbm.gov.mm/content/1765>



**Cheah Swee Gim**  
Director of Kelvin Chia Yangon | Senior Partner of Kelvin Chia Partnership

[csg@kcyangon.com](mailto:csg@kcyangon.com)



**Pedro Jose F. Bernardo**  
Principal Foreign Attorney of Kelvin Chia Yangon | Partner of Kelvin Chia Partnership

[pedro.bernardo@kcpartnership.com](mailto:pedro.bernardo@kcpartnership.com)